

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年7月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

電気通信回線サービス調達

(2) 入札案件の概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約日から令和14年2月29日まで

ただし、サービス利用期間は令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。（各拠点の利用期間については、仕様書等を基に協議により決定する。）

(4) 履行場所

仕様書のとおりに

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、令和7年9月2日付け京都市上下水道局告示第24号に定める資格の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

申請日において特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、参加資格の確認を通知する日の前日までに特定競争入札参加資格の審査の申請を行っていた場合において、参加資格の確認を通知する日に審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

- (2) 申請日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d その他業務を執行する者であつて、a から c までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

(1) 交付場所及び本件入札に関する問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和8年8月5日（水）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付するほか、(1)のホームページにも掲載する。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

入札は、次に掲げるいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信する場合はこの限りではない。）。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、

京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）。

(2) 入札参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 返信用封筒（郵便利用者のみ）

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。申請書類はワード、エクセル（Office 2024 で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DC で扱えること。）にして添付すること。

申請書類が添付容量を超える場合は、超過した書類を3(1)の場所に持参もしくは郵送すること。

イ 端末機利用者及び郵便利用者は、3(1)の場所へ持参、又は書留郵便を提出期限までに到着させること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和8年8月5日（水）午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和8年8月19日（水）までに、インターネット利用者は確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子

入札システムにより確認すること。また、端末機利用者及び郵便利用者には一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和8年8月20日（木）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和8年8月24日（月）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(4)による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札説明書等に対する質問及び回答期限

入札説明書等に関して質問がある場合には、「仕様書等に関する質問について」（別紙1及び2）（様式指定。エクセル（Office2024で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（075-672-7726）に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず電子メールを使用できない場合は、持参又はFAX（075-682-

0286)での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けませんが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

(1) 提出期限

令和8年8月5日(水)午後5時まで(持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)

(2) 回答の公表期限

令和8年8月19日(水)まで

(3) 回答方法

回答書を3(1)のホームページにおいて閲覧できるようにする。

(4) 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

ア 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

イ 指定した様式を用いていないもの

ウ 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

エ 質問内容が読み取れないもの

オ 当該入札に直接関係のないもの

カ 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

ア インターネット利用者は、令和8年8月26日(水)、27日(木)及び28日(金)の午前9時から午後5時まで。

イ 端末機利用者は、令和8年8月26日(水)、27日(木)及び28日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 郵便利用者は、令和8年8月28日(金)午後5時までに、3(1)の場所に郵便書留にて必着させること。

(2) 開札日時

令和8年8月31日(月) 午前9時から

なお、落札者に対しては落札結果を、インターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者及び郵便利用者には電話によ

り通知する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、3(1)のホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

(4) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から2日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。)により行う。

7 入札方法等

(1) 契約の締結は単価契約により行うが、入札金額の入力は総価によって行うものとする。

(2) 入札金額は、令和9年3月1日から令和14年2月29日まで、すべてのサービスを提供しているものとして、単価内訳書(様式交付)の各項目ごとに見積もった単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計とすること。入札金額と単価内訳書の合計金額が一致していない場合、又は、単価内訳書を提出しない場合は失格とする。なお、単価内訳書は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に契約会計課から連絡するので、特に理由のない限り、すみやかに、3(1)に提出すること。

(3) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記入すること。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(4) 予定価格(消費税等を含まない。)

80,400,000円

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発

生した場合等は、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

なお、参加資格があると認めた者が辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は入札期間に「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を令和8年8月28日（金）午後5時までに、3(1)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として入札参加資格停止等の措置を行う。

- (6) 入札者は、入力又は記入された金額の訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札後の辞退はできない。

8 落札者の決定方法

落札候補者が提出した単価内訳書において、全ての単価が公表している予定単価の範囲内である場合に、当該落札候補者を落札者とする。提出された単価内訳書の単価のいずれかが、予定単価を超過している場合、当該落札候補者は失格とする。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により落札候補者を決定する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 規程第12条各号（第3号を除く。）に該当するとき。
- (2) 虚偽の申請により参加資格があると認めた者が入札を行ったとき。
- (3) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。
- (4) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

10 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履

行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による京都市上下水道局（以下「当局」という。）の承諾を得た場合は適用しない。

11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (6) 登録業者以外の者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (7) 詳細は、入札説明書等による。
- (8) 本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の3開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

- (9) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (10) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。
- (11) 本契約は、地方自治法第234条の3（長期継続契約）の適用を受けるものであり、当局は、翌年度以降において当該利用料金に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。また、当局がこの契約を解除した場合において、契約者は、当局が翌年度以降に支払いを予定していた利用料金を請求することはできない。
- (12) 本件の受注者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性

を理解し、取り組みに努めるものとし、契約後2か月以内にその旨を宣言する文書を提出すること。

上記の文書の詳細（SDGsをはじめとする「持続可能な社会」の実現へ!）について掲載しているホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000319861.html>

12 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Procurement of Telecommunications Line Services

(2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. 5th August, 2026

(3) Time of tenders:

9:00a.m. 31th August, 2026

(4) Contact point for notice:

Contract and Accounts Section, General Affairs Department, Kyoto City Water
Supply and Sewerage Bureau

11-3, Hokotate-cho, Kami-Toba, Minami-ku, Kyoto City, 601-8116, Japan

Phone 075-672-7726 Fax 075-682-0286

(上下水道局総務部契約会計課)